

大阪家庭裁判所の連絡先

2018年12月27日現在

後見開始の審判などの手続きを行う方が対象で、管轄地域となる住所は、ご本人の住民票上の住所ではなく、生活の本拠地である住所（実際に生活している自宅、施設、病院など）となります。

裁判所名	大阪家庭裁判所	大阪家庭裁判所 堺支部	大阪家庭裁判所 岸和田支部
担当係	後見センター	家事書記官室・後見・財産管理係	家事書記官室
住所	〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-13	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2-28	〒596-0042 岸和田市加守町 4-27-2
TEL	06-6943-5872	072-223-8949	072-441-6804
管轄地域	大阪市、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、東大阪市、八尾市、枚方市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市、豊能郡、三島郡	堺市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、松原市、柏原市、藤井寺市、南河内郡	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡
ホームページ	http://www.courts.go.jp/osaka/		

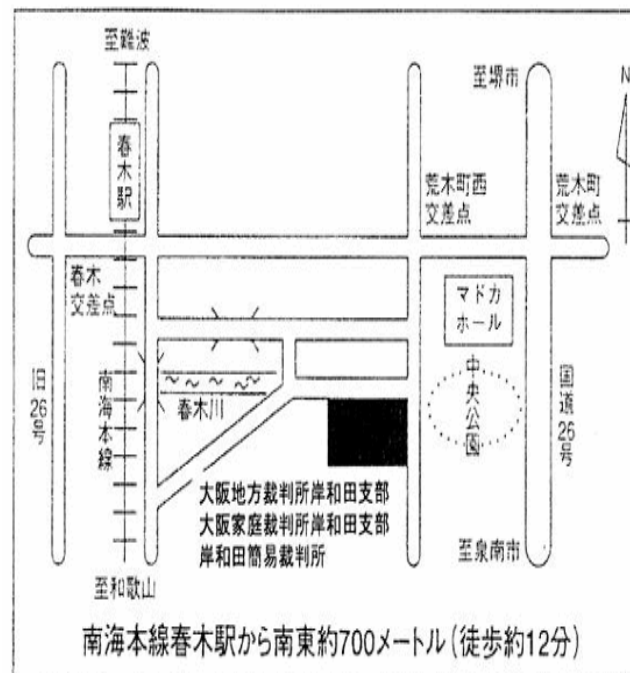
[大阪家庭裁判所周辺図]



[大阪家庭裁判所 堺支部周辺図]



[大阪家庭裁判所 岸和田支部周辺図]



注) 各周辺図は「大阪家庭裁判所のホームページ」より転載